

確定申告の際にお持ち頂くもの

下記の必要書類が不足した際は、当日の申告書作成が出来ない場合があります。
※必要書類は各個人で異なるため、ご自身で該当する必要書類をご準備ください。

所得税

所得の確認

1. 事業所得の他に所得がないか？もしあればその所得の必要書類
 - 公的年金や給与所得：源泉徴収票・支払調書
 - 株式譲渡、FX 等の所得：特定口座年間取引報告書、外国為替証拠金取引証明書
 - その他（不動産、保険の満期など）収入がある方：収入金額及び必要経費が分かる書類等
 - 小規模事業者持続化補助金、業務改善助成金、課税対象となる事業用補助金等が分かるもの

所得控除の確認

1. 医療費控除・・・R7年中の医療費の領収書もしくは医療費のお知らせ
(生計を一にするものすべて。人ごとに各医療機関や薬局に分けて集計)
 - 保険金等で補填された場合その補填金額が分かるもの
※上記を基に「医療費控除の明細書」を作成し提出する必要があります
2. 社会保険料控除・・・R7年中に支払った国民健康保険料の金額がわかるもの
• R7年分の国民年金控除証明書
3. 小規模企業共済掛金等控除・・・小規模企業共済、iDeCo 等掛金払込証明書（控除証明書）
4. 生命保険料控除・・・生命保険料控除証明書
5. 地震保険料控除・・・地震保険料控除証明書
6. 寄附金控除・・・寄付金控除に該当するものがあれば、領収書や証明書等
7. 扶養や配偶者、寡婦、寡夫、勤労学生、障害者控除の確認
→該当するものがあれば、扶養家族の氏名、生年月日、所得（源泉徴収票）等
※扶養家族に障がい者がいれば、障がい者手帳か、要介護(支援)者であることの通知書や認定書

必要書類が不足した際は、当日の申告書作成が出来ない場合があります。

※必要書類は各個人で異なるため、ご自身で該当する必要書類をご準備ください。

税額控除の確認

1. 住宅借入金等特別控除・・・年末残高等証明書等
住宅借入金等特別控除申告書
(控除が初回と2回目以降の方で準備するものが違うので注意)

予定納税の確認

1. 予定納税金額の確認（原則前年の所得税額が15万円以上の場合）

その他 (出来る限り紙ベースで印刷したものを持参お願いします)

1. 1年間の売上や仕入、経費を項目ごとに集計したもの（例：集計表、収支表、会計ソフトなど）
※帳簿や領収書などを基に集計を行い、事前に作成して来てください。
申告期間中の帳簿指導は原則お受けできませんのであらかじめ帳簿を締め来所をお願いします

2. 集計表とは別に固定資産（減価償却資産）の購入状況が分かるもの

3. 過去2年分の確定申告書の控え

4. 税務署から届いている確定申告のお知らせの封書もしくはハガキ

5. マイナンバーカード（個人番号通知書）

6. 納付方法の確認・・・納付方法が現金払いの方は納付書

7. 所得税が還付される場合があるので還付先の金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの

8. 事務手数料

【会員の方】 所得税申告・・・1,100円（税込）
消費税申告・・・1,100円（税込）

【非会員の方】 所得税と消費税のどちらか一方の申告・・・17,600円（税込）
所得税・消費税の両方の申告 ・・・18,700円（税込）

確定申告書の作成に必要な情報が記載されています。

沖縄商工会議所

申告期間：令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月) ※土日祝除く

受付時間：午前9:00～11:00、午後13:00～15:00

(12:00～13:00はお昼休み)

※確認事項

●予約制ではありません。当日受付順でご案内いたします。

●申告対応できる一日の件数には限りがございます。

当日の状況次第では、受付時間内でも受付を終了する場合がございます。

お早目の来所をお願いいたします。

待ち時間を考慮し、時間に余裕をもってお越しください。

【重要】必要書類が不足した際は、当日の申告書作成が出来ない場合があります。

※必要書類は各個人で異なるため、ご自身で該当する必要書類をご準備ください。

消費税の申告がある方

所得税の申告に必要なものに加え、下記のご準備とご確認をお願いします

1. 過去2年分の消費税申告書の控え
2. 申告方法の確認（本則課税or簡易課税）
前年分の申告書を確認するか確定申告のお知らせに記載されています
3. 中間申告額の確認（確定申告のお知らせに記載されています）
4. インボイス制度開始を機に免税事業者から課税事業者になった方は、課税期間の確認のため
「適格請求書発行事業者通知書」および登録申請書類一式をご持参ください

区分経理の確認

※事業所によって集計方法が異なるため、ご自身がどこに当てはまるか確認しご準備ください。会場での修正作業等は出来ないため事前にお済ませください。

① 本則課税

収入科目・・・勘定科目ごとに消費税率10%、軽減税率8%、対象外を分けて集計
経費科目・・・勘定科目ごとに支払先がインボイス発行事業者かそれ以外かを分け、それぞれ消費税率10%、軽減税率8%を分けて集計。消費税対象外取引は共通で集計。

※裏面チャートを参考にご覧ください

※インボイス登録していない課税事業者（本則課税）も仕入税額控除の区分分けが必要です

② 簡易課税

収入科目・・・勘定科目ごとに消費税率10%、軽減税率8%、対象外を分けて集計（複数の業種を行っている場合は業種別に区分分け）

③ インボイス制度開始を機に免税事業者から課税事業者になった方

1. 登録日以降の収入および経費の消費税区分をされている方

収入科目・・・勘定科目ごとに消費税率10%、軽減税率8%、対象外を分けて集計

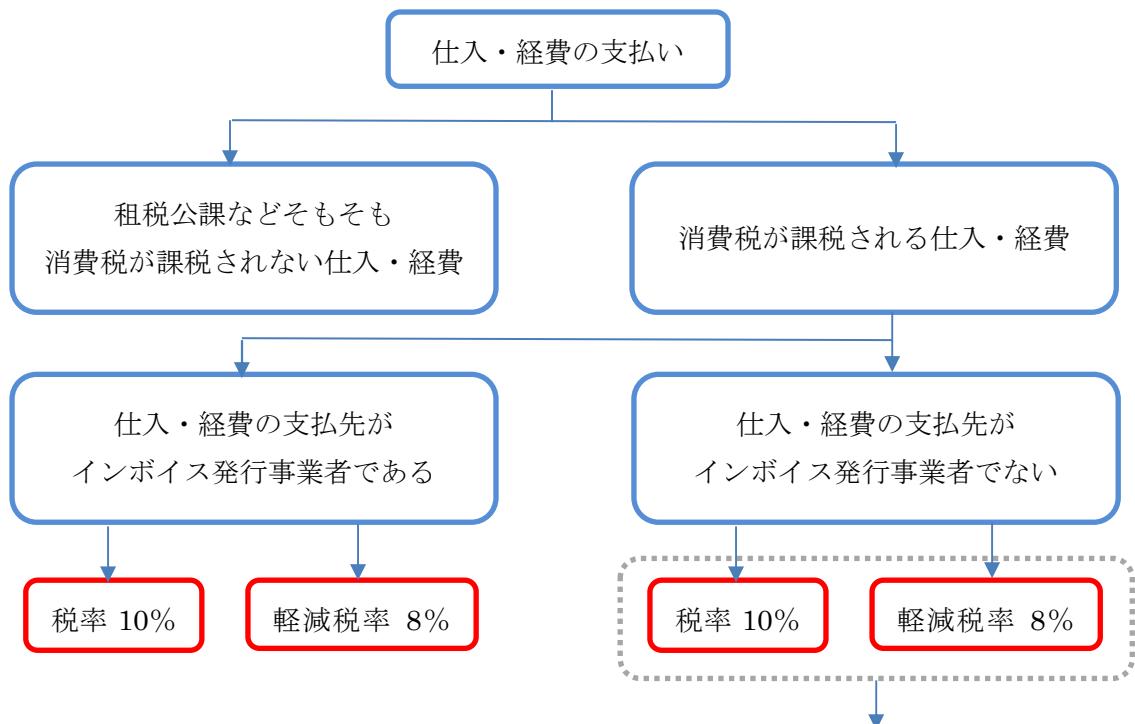
経費科目・・・勘定科目ごとに支払先がインボイス発行事業者かそれ以外かを分け、それぞれ消費税率10%、軽減税率8%を分けて集計。消費税対象外取引は共通で集計。

※裏面チャートを参考にご覧ください

2. 収入および経費の消費税区分をされていない方は軽減措置2割特例での申告
収入科目・・・勘定科目ごとに消費税率10%、軽減税率8%、対象外を分けて集計

参考

インボイス制度開始後における本則課税での消費税区では、仕入・経費の請求書や領収書について次のように区分しそれを集計します。



経過措置 80%控除(令和 5 年 10 月 1 日から 3 年)が適用される間は区分する必要があります。

ほかに、「少額特例」として前々年の課税売上高が 1 億円以下または前年の上半期の課税売上高が 5 千万円以下の中小事業者における税込 1 万円未満の支払いはインボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能とする経過措置が 6 年間講じられます。

※詳しくは国税庁ホームページ以下 URL よりご覧ください

「経過措置 80%控除」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>

「少額特例」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/02.htm>

経過措置 80%控除



少額特例



インボイス制度の詳細は国税庁インボイス制度特設サイトをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

